

2019年11月

お客さま各位

徳島銀行

## 公共債規程の改定について

当行は、2020年1月の大正銀行との合併及び同年4月施行の改正民法（債権法）をふまえ、2020年1月より、公共債規程を改定しますのでお知らせいたします。

改定後の規程は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので予めご了承ください。

### 記

#### 1. 改定日

2020年1月1日（水）

#### 2. 主な改定内容

- 各種お申し込み手続きの明確化
- 成年後見人ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱の明確化
- 各規程変更時の手続きの明確化

#### 3. 対象約款・規程

保護預り規程兼振替決済口座管理規程（取引残高報告書方式）
一般債振替決済口座管理規程
特定口座規程（特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式配当等受領委任に関する規程）

以上

公共債規程集新旧対照表（抜粋）

令和2年1月1日

現 行(旧)	改正後（新）
<p style="text-align: center;">保護預り規程兼振替決済口座管理規程（取引残高報告書方式）</p> <p>（この規程の趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、お客さまから<u>当行</u>が次に掲げる証券（以下「国債証券等」といいます。）をお預りし、又はお客さまが社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振込国債」といいます。）に係る口座を当行に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。</p> <p>第2条～第19条 （省 略）</p> <p>（成年後見人等の届出）</p> <p>第20条 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>3 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>4 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によ</p>	<p style="text-align: center;">保護預り規程兼振替決済口座管理規程（取引残高報告書方式）</p> <p>（この規程の趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、お客さまから<u>株式会社徳島大正銀行</u>（以下「<u>当行</u>」といいます。）が次に掲げる証券（以下「国債証券等」といいます。）をお預りし、又はお客さまが社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振込国債」といいます。）に係る口座を当行に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。</p> <p>第2条～第19条 （現行どおり）</p> <p>（成年後見人等の届出）</p> <p>第20条 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>3 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>4 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によ</p>

公共債規程集新旧対照表（抜粋）

令和2年1月1日

現 行(旧)	改正後（新）
<p>って届出てください。</p> <p>5 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>第21条 （省 略）</p> <p>（解約等）</p> <p>第22条 この契約は、お客さまのお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その7営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客さまが当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してご提出し、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第7条によるお客さまからのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>第23条~第27条 （省 略）</p> <p>（規程の変更）</p> <p>第28条 この規程は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第548条の4の規定に基づき改定することがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p> <p><u>なお、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、又はお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規程の変更にご同意いただいたものとして取り扱いま</u></p>	<p>って届出てください。</p> <p>5 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>第21条 （現行どおり）</p> <p>（解約等）</p> <p>第22条 この契約は、お客さまのお申し出によりいつでも解約することができます（<u>融資等の契約に基づき担保が設定されている場合は除きます。</u>）。解約するときは、その7営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客さまが当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してご提出し、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第7条によるお客さまからのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>第23条~第27条 （現行どおり）</p> <p>（規程の変更）</p> <p>第28条 この規程は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第548条の4の規定に基づき改定することがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p> <p>（削除）</p>

公共債規程集新旧対照表（抜粋）

令和2年1月1日

現 行(旧)	改正後（新）
<p><u>す。</u></p> <p>第 29 条~第 30 条 （省 略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p><u>2019 年 6 月</u></p> <p style="text-align: center;">一般債振替決済口座管理規程</p> <p>（この規程の趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う一般債に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）を株式会社<u>徳島銀行</u>（以下「当行」といいます。）に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</p> <p>第 2 条~第 13 条 （省 略）</p> <p>（成年後見人等の届出）</p> <p>第 14 条 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p>	<p>第 29 条~第 30 条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p><u>2020 年 1 月</u></p> <p style="text-align: center;">一般債振替決済口座管理規程</p> <p>（この規程の趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う一般債に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）を株式会社<u>徳島大正銀行</u>（以下「当行」といいます。）に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</p> <p>第 2 条~第 13 条 （現行どおり）</p> <p>（成年後見人等の届出）</p> <p>第 14 条 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p>

公共債規程集新旧対照表（抜粋）

令和2年1月1日

現 行(旧)	改正後（新）
<p>2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>3 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>4 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>5 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>3 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>4 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>5 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>
<p>第15条~第17条 （省 略）</p>	<p>第15条~第17条 （現行どおり）</p>
<p>（解約等）</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1) お客さまから解約のお申出があった場合</p> <p>(2) お客さまが手数料を支払わないとき</p> <p>(3) お客さま等がこの規程に違反したとき</p> <p>(4) <u>口座残高がない場合</u></p> <p>(5) お客さまが口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申し出たとき</p> <p>(6) お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該</p>	<p>（解約等）</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1) お客さまから解約のお申出があった場合、<u>（融資等の契約に基づき担保が設定されている場合は除きます。）</u></p> <p>(2) お客さまが手数料を支払わないとき</p> <p>(3) お客さま等がこの規程に違反したとき</p> <p>(4) <u>残高がなくなった日から起算して、24ヶ月間残高ゼロのまま経過した場合（特定口座は除きます。）</u></p> <p>(5) お客さまが口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申し出たとき</p> <p>(6) お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該</p>

公共債規程集新旧対照表（抜粋）

令和2年1月1日

現 行(旧)	改正後（新）
<p>当すると認められ、当行が解約を申し出たとき</p> <p>(7) お客さまが暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、 当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p><u>(8) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</u></p> <p>2 前項による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。</p> <p>3 当行は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて売却代金等から充当することができるものとします。</p> <p>第19条~第24条 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p><u>2019年6月</u></p> <p style="text-align: center;">特定口座規程</p> <p>(特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式配当等受領委任に関する規程)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(規程の趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、租税特別措置法第37条の11の3第1項及び第37条の11</p>	<p>当すると認められ、当行が解約を申し出たとき</p> <p>(7) お客さまが暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、 当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p><u>(8) お客さまについて相続の開始があったとき</u></p> <p><u>(9) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</u></p> <p>2 前項による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。</p> <p>3 当行は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて売却代金等から充当することができるものとします。</p> <p>第19条~第24条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p><u>2020年1月</u></p> <p style="text-align: center;">特定口座規程</p> <p>(特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式配当等受領委任に関する規程)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(規程の趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、租税特別措置法第37条の11の3第1項及び第37条の11</p>

公共債規程集新旧対照表（抜粋）

令和2年1月1日

現 行(旧)	改正後（新）
<p>の6第1項の規定により、お客さま（個人のお客さまに限ります。）が特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例ならびに源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために、株式会社徳島銀行（以下「当行」といいます。）において開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）について租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定される要件、当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について同法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件ならびにお客さまと当行との権利義務関係を定めるものです。</p> <p>第1条~第16条 （省 略）</p> <p>（特定口座の廃止）</p> <p>第17条 この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客さまの特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>（1）お客さまが当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき。</p> <p>（2）お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき。</p> <p>（3）租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。</p> <p>（4）その他やむを得ない事由により、当行が解約をするとの判断をし解約を申し出たとき。</p>	<p>の6第1項の規定により、お客さま（個人のお客さまに限ります。）が特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例ならびに源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために、株式会社徳島大正銀行（以下「当行」といいます。）において開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）について租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定される要件、当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について同法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件ならびにお客さまと当行との権利義務関係を定めるものです。</p> <p>第1条~第16条 （現行どおり）</p> <p>（特定口座の廃止）</p> <p>第17条 この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客さまの特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>（1）お客さまが当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき。</p> <p>（2）お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき。</p> <p>（3）租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。</p> <p>（4）その他やむを得ない事由により、当行が解約をするとの判断をし解約を申し出たとき。</p>

公共債規程集新旧対照表（抜粋）

令和2年1月1日

現 行(旧)	改正後（新）
<p><u>（5）この規程の改定にお客さまが同意されないとき。</u></p> <p>第18条~第21条 （省 略）</p> <p>以上</p> <p><u>2019年6月</u></p>	<p>（削 除）</p> <p>第18条~第21条 （現行どおり）</p> <p>以上</p> <p><u>2020年1月</u></p>